



令和 7 年 10 月 28 日

広島地方最低賃金審議会

会 長 岡 田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

部会長 村 上 恵 子

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 9 月 4 日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

村 上 恵 子

部会長代理

森 亮 人

山 崎 敦 俊

労働者代表委員

井 上 晃

狩 野 孝 徳

藤 村 直 樹

使用者代表委員

渡 橋 弘 章

蔵 田 秀 和

栗 原 立 人

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 0 5 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日